

世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定における基準及び評価の視点

第1 世界農業遺産及び日本農業遺産認定基準

認定基準	考え方	評価の視点
<p>1 世界的な重要性</p>	<p>申請地域は、世界的に重要なものでなければならない。この複合的な基準を満たすことによって、申請地域における農林水産業システムの価値は、歴史的な背景と現代においても活用できる重要性を有する人類の遺産として認められる。</p> <p>農林水産業システムの特徴は、「農業的及び文化的遺産価値」、「持続可能な開発に関する世界的な課題における重要性」、「農業生物多様性及び生態系管理を含む生物文化多様性」という観点から要約される。</p> <p>当該システムによってもたらされる機能や商品及びサービスの全体を表すために、5つの基準が作成された。この基準は、ひとつの総合的な農林水産業システムの中に存在する構成要素間の複雑な相互関係を反映したものである。</p> <p>申請地域は、認定基準1及び以下2(1)～(5)に示す5つの基準と保全計画に基づき評価される。本評価は、地理的、気候的及び社会経済的に異なる条件で形成されてきた申請地域の様々な特徴を考慮して行われる。</p>	<p>世界の類似するシステムとの比較により特異性及び重要性が説明され、歴史的背景(当該農林水産業システムがおおむね100年以上の歴史を有している。)と現代においても活用できる重要性を有し、かつ日本を代表する独創的な地域であることが説明されているか。</p> <p>申請地域は特徴的かつ伝統的な農林水産業を営む地域に絞られているか(申請面積に対して伝統的な農林水産業を営む面積があまりに少ないか、地域の伝統的な知識システムが同じと言うだけで、歴史的背景や環境等の異なる複数の地域が、一つの地域として申請されていないか。)</p> <p>農林水産業システムの形成に影響を与えている地理的、気候的及び社会経済的な特徴が記載されているか。</p> <p>伝統的な農林水産業とそれに関連する2(1)～(5)の事項が、まとまった一つのストーリーとして説明されているか。</p>
<p>2 申請地域の特徴</p>		
<p>(1) 食料及び生計の保障</p>	<p>申請する農林水産業システムは、地域コミュニティの食料及び(又は)生計の保障に貢献するものであり、農林水産業を営む地域の経済に貢献する自給的農林水産業や、地域コミュニティの中で収穫物の交換が行われるような半自給的農林水産業等の幅広い種類の農林水産業を含む。</p>	<p>農林水産業システムが、申請地域の食料や生計の保障に貢献しているか。</p>
<p>(2) 農業生物多様性</p>	<p>農業生物多様性とは、FAOにより、食料及び農業(作物、家畜、林業及び漁業を含む。)のために直接又は間接的に用いられる様々な動物、植物及び微生物の多様性として定義されている。</p> <p>申請する農林水産業システムは、上記の食料及び農業にとって世界的に重要な生物多様性及び遺伝資源(例えば、作物や動物の固有種、栽培種、希少種、絶滅危惧種等)が豊富であること。</p>	<p>申請する農林水産業システムは、食料及び農業と関わりのある生物多様性及び遺伝資源が豊富であり、かつその生物多様性及び遺伝資源は、世界的に重要であることが説明されているか。</p> <p>上記の生物多様性及び遺伝資源について、農林水産業システムとの関連性が説明されているか。</p>
<p>(3) 地域の伝統的な知識システム</p>	<p>申請する農林水産業システムは、「地域の貴重で伝統的な知識及び慣習」、「独創的な適応技術」、「生物相、土地、水等の農林水産業を支える自然資源の管理システム」を維持していること。</p>	<p>「地域の貴重で伝統的な知識及び慣習」、「独創的な適応技術」、「生物相、土地、水等の農林水産業を支える自然資源の管理システム」が存在し、説明されているか。</p> <p>地域の伝統的な知識システムが、おおむね100年以上の歴史を有し、かつ現在も営まれていることが説明されているか。</p>
<p>(4) 文化、価値観及び社会組織</p>	<p>特定の農林水産業が営まれる場において、文化的アイデンティティや土地のユニークさが認められ、それが地域を特徴付けている。資源管理や食料生産に関連した社会組織、価値観及び文化的慣習は、天然資源の保全と、天然資源の利用とアクセスに関する公平性を促進する。そのような社会組織及び慣習は、儀式的、宗教的及び(又は)精神的な経験だけでなく、慣習法や実践の形態を取り得る。</p>	<p>資源管理や食料生産に関連した社会組織が存在しており、農林水産業システムの継承・保全に貢献しているか。</p> <p>価値観及び文化的慣習が存在し、農林水産業システムや上記の社会組織との関連性が説明されているか。</p>
<p>(5) ランドスケープ及びシースケープの特徴</p>	<p>世界農業遺産認定地域は、長年にわたる人間と自然の相互作用によって発達するとともに、安定化し、緩やかに進化してきたランドスケープやシースケープを代表するものでなければならない。ランドスケープ及びシースケープの形態、状態及び相互関係は、長い歴史的永続性及びそれらを生み出した地域の社会経済システムの強いつながりによって、特徴付けられる。それらの安定性又は穏やかな進化は、ある一定の区域又は地域における食料生産、環境及び文化の統合を証明しており、またそれらは、モザイク状の土地利用、水及び海岸の管理システムなどの複雑な土地利用システムの形態を有することがある。</p>	<p>ランドスケープ又はシースケープが、人の営みと環境との相互作用によって、長い年月をかけて発展してきたことが説明されているか。また、特徴的な独特な農業景観をなしているか。</p> <p>申請地域における地域の農林水産業システムと、ランドスケープ又はシースケープとの関連性が説明されているか。</p>

3 システムの持続性のための保全計画		申請地域を動的に保全するための保全計画を申請書とともに作成しなければならない。保全計画に盛り込まれる推奨事項は、「脅威と課題の分析」及び「世界農業遺産の動的保全を推進するために様々な関係者によって地域内で既に実践されている及び(又は)今後実践される政策、戦略、行動及び成果の詳細な記載」であり、以下の補足的な情報を付記することが必要である。	—
	(1)	システムの存続、持続性及び健全性に関する社会経済的な圧力及び環境の変化を含む、脅威と課題の特定及び分析。	社会経済的な圧力や環境の変化など、農林水産業システムを存続する上での脅威と課題を特定し分析しているか。
	(2)	提案されている政策、戦略及び行動は何か、またそれらは(1)で記載された脅威と課題にどのように対処するのか。	特定した脅威と課題に対処するため、既に実施されている及び(又は)今後実施予定の取組が記載されているか。
	(3)	申請地域の動的保全に対して、(2)に記載された政策、戦略及び行動がどのように貢献するのか。	申請地域の動的保全(農林水産業システムを保全しつつ、農林水産業システムの活用により地域の活性化を図ること)に貢献する取組が記載されているか。
	(4)	地域コミュニティを含む多様な関係者がどのように関与し、地域、国(国内)及び世界(国際)の各段階において、どのように保全計画の実施を支援するのか。	保全計画を実施する上で、関係者が果たす役割が記載されているか。
	(5)	地域、国(国内)及び(又は)世界(国際)の各段階において、政策、戦略及び行動は、資金活用及び(又は)資源導入のためにどのように用いられるのか。	取組を実施するための予算措置について記載されているか。
	(6)	今後実行に移される保全計画の実施に係る進捗と効果を、どのようにモニタリングし評価するのか。	保全計画の進捗及び効果を評価するための、指標及び評価方法が記載されているか。

第2 日本農業遺産認定基準

認定基準	考え方	評価の視点
1 変化に対するレジリエンス	<p>自然災害が頻発し、生態系の変化が続いてきた日本においては、多くの農林水産業システムが長い歴史の中で自然災害の試練に耐え、生態系の変化に対応して進化してきた。このため、これらの伝統的・独創的な農林水産業システムの中には、特に自然災害や生態系の変化に対するレジリエンスの機能が内在されていると考えられる。</p> <p>将来も起こり得る自然災害や生態系の変化に対応して、農林水産業システムを保全し、次の世代に確実に継承していくために、自然災害等環境の変化に対して高いレジリエンスを保持する。</p>	地域の伝統的・独創的な農林水産業システムは、自然災害や生態系の変化に対し早期に回復する能力を有してきたか。
		将来も起こり得る自然災害や生態系の変化に対し、早期に回復する能力が見込まれるか。
		自然災害や生態系の変化に対して、農林水産業システムを保全し、次の世代に確実に継承される仕組みがあるか。
2 多様な主体の参画	<p>農村地域では、高齢化、過疎化による担い手不足、コミュニティ機能の低下、生活習慣や価値観の変化等の社会的な変化が生じている。このような変化に対応し、地域固有の農林水産業及び関連する地域文化や生態系保全のシステムの維持・活性化に向けて、地域住民のみならず都市住民、企業、行政、NPO等を含む多様な主体の参画による自主的な取組を通じた地域の資源を管理する新しい仕組み(「ニューcommons」という。)によって、独創的な農林水産業システムを次世代に確実に継承する。</p>	地域住民のみならず都市住民、企業、行政、NPO等を含む多様な主体が参画し、主体間の連携が図られているか。
		多様な主体が参画しやすくなるような環境づくりや取組が行われているか。
3 6次産業化の推進	<p>農林水産業システムが有する歴史的価値、地域固有の農林水産物、伝統文化、農業景観などを活用し、農林水産物のブランド化や観光振興など地域ぐるみの6次産業化等の推進により、地域を活性化させ、農林水産業システムの保全を図っている。</p> <p>なお、6次産業化等による利益は、農林水産業システムの保全に寄与している者に対して、適切に配分されている。</p>	農林水産業システムを活かした6次産業化等の推進が図られているか。
		6次産業化による利益が、農林水産業システムの保全に寄与している者に適切に配分されているか。

※日本農業遺産については、認定基準の「世界的な重要性」を「我が国における重要性」と読み替える。

※日本において伝統的な農業・農法を持続するためには、少子高齢化や農林水産業の担い手不足等への対応が不可欠であり、日本農業遺産の認定審査に際しては、これらの先取的及び模範的取組についても「第2」により評価する。